

評価書の要旨（案）

テーマ名	土砂災害防止法	担当課 (担当課長名)	水管理・国土保全局砂防部 砂防計画課
評価の目的、 必要性	<p>土砂災害防止法は、都市化の進行により山裾間際まで新興住宅地が拡大していた地域において、平成11年に発生した土砂災害を契機に、土砂災害のおそれのある土地の区域における警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に制定され、平成13年4月から施行された。</p> <p>法の施行から10年が経過したことを踏まえ、土砂災害の防止を図る施策の実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。</p>		
対象政策	<p>土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害警戒区域等において実施される警戒避難体制の整備や一定の開発行為（以下、「特定開発行為」という。）の制限等の土砂災害防止対策を対象とする。</p>		
政策の目的	<p>土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的とする。</p>		
評価の視点	<p>土砂災害警戒区域等の指定状況及び法に基づき行われる土砂災害防止対策の実施状況について、以下の視点により評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査は適切に行われているか ②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は適切に行われているか ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか 		
評価手法	<p>土砂災害防止法の取り組みを検証するにあたり、47都道府県の防災担当者ならびに、各市町村の防災担当者を対象に基礎調査の実施状況、土砂災害警戒区域の指定状況、警戒避難体制の整備状況、特定開発行為の制限状況、移転の支援状況に関するアンケート調査を実施した。これらをもとに、外部有識者からなる検討委員会からの助言を踏まえつつ評価を行った。</p>		

<p>評価結果</p>	<p>①基礎調査は適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査は、土砂災害危険箇所約 52 万 5 千箇所に対し、土砂災害警戒区域で約 29 万 8 千箇所、土砂災害特別警戒区域で約 18 万 6 千箇所を実施している。 ・1 巡目の基礎調査が完了した都道府県があるが、多くは平成 30 年度前後までに完了する予定である。ただし、平成 40 年度以降に完了する予定であったり、完了が未定の都道府県があったりと進捗状況は都道府県毎に大きな差がある。 ・基礎調査が進まない主な理由として、予算を確保することができないことや、住民への説明に時間を要していることを挙げる都道府県が多い。 <p>②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域は、土砂災害危険箇所約 52 万 5 千箇所に対し、約 22 万 8 千箇所を指定しており、土砂災害特別警戒区域は、約 10 万 8 千箇所を指定している。 ・土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定状況は都道府県により大きな差がある。また土砂災害警戒区域の指定を先行している県がみられる。 ・基礎調査が完了しているにもかかわらず、指定がされていない箇所がみられる。 ・土砂災害警戒区域の指定が進まない理由として、一定の地区単位（市町村、自治会等）で指定を行うよう市町村から要望され、地区内の全箇所の基礎調査完了に時間を要することを挙げた都道府県が多い。また、特別警戒区域の指定が進まない理由として、多数の都道府県が、住民の反対や過疎化への不安に起因する市町村の反対への対応に時間を要していることを挙げている。 ・土砂災害警戒区域等の指定が進んでいる県の中には、県の重点施策として区域指定を位置付け、数値目標の設定や達成状況の公表等の取り組みを行っている事例が見られた。また、自治会や学区等一定の地区単位で基礎調査や区域指定を行っている県の方が、そうではない県より指定の進捗が早い傾向が見られた。 <p>③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は適切に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制については、土砂災害警戒区域が指定された市町村の 9 割が地域防災計画へ反映しているものの、避難勧告や避難所に関する事項への
-------------	--

	<p>反映は相対的に低調な状態である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の避難勧告への活用は約5割であり、判断材料の一つとして扱われている。 ・土砂災害警戒区域が指定された市町村の42%において、ハザードマップを印刷物の配布等で公表している。 ・土砂災害ハザードマップの作成されない理由として、人員不足や予算不足を理由に挙げる市町村が多い。 ・土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害にかかる警戒避難体制を記載している市町村は90%に達し年々増加しているものの、このうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目すべてについて記載している市町村は12%にとどまっている。 ・市町村地域防災計画に土砂災害の警戒避難体制に関して記載すべき事項が定められていない理由としては、地域防災計画の改訂時期に併せて記載するためとしている市町村が多い。 ・土砂災害警戒区域等が指定されている地区では、指定されていない地区に比べて、避難勧告や避難指示に対する住民の避難率が高い。 <p>④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請前の事前相談が行われた31件のうち、6件において特定開発行為に該当しないよう計画の見直しが行われた。 ・土砂災害特別警戒区域で特定開発行為の許可が行われたのは5件である。また、特定開発行為を許可した箇所において、許可後に土砂災害が発生した事例は無い。 <p>⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の26区域、30戸で土砂災害特別警戒区域からの移転実績があり、この30戸すべてにおいて、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）が活用されている。 ・住宅・建築物安全ストック形成事業に上乘せし、独自の支援制度を設けている県では移転件数が多い。 ・4県で移転勧告の実施方針が策定されているが、現時点で移転勧告が行われた事例はない。
--	---

<p>政策への 反映の方法</p>	<p>①基礎調査の実施 および ②土砂災害警戒区域等の指定及び指定が行われた区域の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定が著しく遅れていると認められる都道府県にヒアリングを行う。 ・ 市町村や住民の指定への反対等に対する考え方を提示する。 ・ 指定が進まない都道府県の基礎調査、区域指定に関する検討を行う。 ・ 法第4条に基づき、基礎調査結果の国への報告を求める。 ・ 基礎調査の実施状況、区域指定の状況等に関する定期的調査と公表を行う。 ・ 基礎調査や区域指定の単位に関する助言を行う。 ・ 先行している県の取り組みに関する情報提供を行う。 ・ 1回目の基礎調査以降に発生した土砂災害や開発等の状況、市町村の警戒避難体制の整備状況等の把握について、基本指針への反映を検討する。 <p>③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒避難体制整備に関して都道府県から市町村へ周知、取り組み状況に関する情報共有を行う。 ・ 避難勧告の発令基準等の設定に関して、市町村への技術的助言等の支援を行う。 ・ 区域指定後のハザードマップ作成等に関して都道府県から市町村へ周知、取り組み状況に関する情報共有を行う。 ・ ハザードマップ作成等に関して、市町村への技術的助言等の支援を行う。 ・ ハザードマップ作成に係る交付金制度に関する周知を行う。 ・ ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介を行う。 <p>④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2巡目以降の基礎調査実施時に、無許可の開発行為を把握することについて、基本指針への反映の検討を行う。 <p>⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移転勧告の考え方について基本指針への反映の検討を行う。 ・ 住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等を図る。
-----------------------	--

<p>第三者の 知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の「砂防」「法律」「防災・情報」「地方行政」分野の学識経験者等による委員会を開催し意見を聴取した。 ※五十音順 敬称略 宇賀 克也 (東京大学大学院法学政治学研究科 教授) 海堀 正博 (広島大学大学院総合科学研究科 教授) 土屋 智 (静岡大学農学部環境森林科学科 教授) 長谷川 一成 (新潟県砂防部砂防課長) 松本 浩司 (NHK 解説委員) 望月 仁司 (山梨県身延町長) <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 (8月3日) 土砂災害防止法に基づく施策の取り組み状況、評価するに当たっての視点や手法 ・ 第2回 (10月31日) 土砂災害防止法に基づく施策の取り組み状況に関する評価分析 ・ 第3回 (1月予定) 評価書(案)の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取するとともに、国土交通省政策評価委員である加藤浩徳東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻准教授に個別にご指導いただいた。
<p>実施時期</p>	<p>平成23年度</p>